

調査の概要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の根拠

統計法第3条第2項に基づく学校基本調査規則（昭和27年3月11日文部省令第4号）による指定統計調査（指定統計第13号）です。

3 調査の期日

平成17年5月1日現在

4 調査の範囲

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び同法第82条の2による専修学校並びに同法第83条による各種学校を対象とします。

5 学校数

学校数（園数）には、休校中（休園中）を含みます。

6 教員数

教員数は、本務者数の計で兼務者数は延べ数です。

本務、兼務の区別は、原則として辞令面によります。辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含みます。）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします（2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします）。ただし、本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ本務者として計上します。

非常勤の講師は兼務者として扱います。

本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めませんが、兼務者には含めません。